

令和6年8月 第30回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 8月 26日 (月)				
開催場所		リリックおがわ2階 会議室1、2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 31 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2 時 05 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		12名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲	欠席	竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	8名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					奥田 賢一	事務局長
					森澤 千紘	次長
					櫻井 翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

第30回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年8月第30回総会を開会いたします。  
開会時間は午後1時31分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めていました。本日は議席番号9番「遠藤勉」委員と議席番号13番「柴崎勝」委員、「久保憲」推進委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中12名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

まずはじめに、日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号5番「笠原敏夫」委員、6番「横田智恵美」委員にお願いいたします。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は5件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないことをとする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日を超えており、年間150日を超えることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員坂田委員

推進委員坂田が報告いたします。8月20日8時30分に公民館に集まり、農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を行いました。

現地は1筆水稻が作付けされており、1筆は草刈管理状態でした。ほかの経営農地についても確認しましたが、すべて耕作、管理状態でしたので問題は内科と思います。以上です。

- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは申請番号2番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。
- (申請番号2番について読み上げ)
- 農地を取得するには3つの許可要件がございます。
- 今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日を超えており、要件を満たすと考えます。
- 残りの2要件、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
- 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員坂田委員 推進委員の坂田が報告いたします。現地調査日は先ほど報告しましたので割愛いたします。
- 受け人の経営農地をすべて確認しましたが、すべて耕作、管理状態でしたので問題ないかと思います。以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)

議長	全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは申請番号3番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 (申請番号3番について読み上げ) 農地を取得するには3つの許可要件がございます。 今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日を超えていることから要件を満たすと考えます。 残りの2要件、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
推進委員坂田委員	推進委員の坂田が報告いたします。現地調査日は先ほど報告しましたので割愛いたします。 申請番号3番についても受け人の経営農地をすべて確認しましたが、すべて耕作、管理状態でしたので問題ないかと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号3番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして申請番号4番について事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは申請番号4番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 (申請番号4番について読み上げ) 農地を取得するには3つの許可要件がございます。 今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日を超えていることから要件を満たすと考えます。 残りの2要件、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員坂田委員 推進委員の坂田が報告いたします。現地調査日は先ほど報告しましたので割愛いたします。

申請番号4番についても受け人の経営農地をすべて確認しましたが、すべて耕作、管理状態でしたので問題ないかと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号4番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号4番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして申請番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは申請番号5番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号5番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員坂田委員 推進委員の坂田が報告いたします。現地調査日は先ほど報告しましたので割愛いたします。

推進委員坂田委員 申請番号5番についても受け人の経営農地をすべて確認しましたが、すべて耕作、管理状態でしたので問題ないかと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号5番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号5番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について「東松山税務署より、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について問い合わせがあるので、その回答について意見を求める」とのことです。

今年度初めての案件ですので、こちらの案件につきまして少しご説明いたします。

農地の納税猶予の特例は、農地を相続または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です。この特例の適用は、後継者が農業を続ける（※管理する）ことが条件となります。農業を続ける期間は現在市街化調整区域においては終身営農、市街化区域農地については20年営農が条件となっております。

小川町での農地の相続税の納税猶予の適用状況について、現在の対象者は4名で、合計面積10,957m<sup>2</sup>で。

本件は東松山税務署長より納税猶予の特例を受けている農地について1筆ごとに利用状況を回答してほしいという依頼によるものです。相続税猶予満期20年目を迎える、1名14筆が調査対象となっております。

この回答についてですが、利用状況の区分として

- 1、自ら所有し、自ら農地として使用している。（耕作準備状態も含めます）
- 2、自ら農地として使用していない。（農地以外に転用している場合（無断転用含む）利用権等を設定し他人に貸し付けている場合、など）
- 3、譲渡等により、現在所有していない。
- 4、その他（ex）荒廃農地になっている、草刈りだけの保全管理等）

以上4つのいずれか1つに該当するところに○をつけて回答いたします。

なお、調査対象農地14筆について、転用許可を受けたもの、または転用届出が出ているものはありません。また、利用権等の設定により、他人に貸し付けている農地もありません。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員荒井委員

推進委員の荒井が報告いたします。8月24日9時に円城寺に集合して、農業委員3名、推進委員2名、計5名で申請人立ち合いのもと現地調査を行いました。

立会人にすべての農地を案内してもらいましたが、すべてのうちが耕作、または草刈管理されておりましたので、利用状況の区分としてはすべて「1」になるかと思います。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は举手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決に入ります。

調査担当より申請されたすべての筆について1番と報告がありました。

調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の举手を求めます。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、申請番号1番について、報告の通り回答することで承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番について報告いたします。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(举手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和6年8月第30回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時5分です。